

反社会的勢力と取引をした場合のリスク及びその対応

昨年、金融庁がみずほ銀行に対し、反社会的勢力への融資を放置したとして業務改善命令を発令し世間を賑わせていました。

近時、みずほ銀行問題を発端に、反社会的勢力に対する企業の対応が注目を集めています。本稿では、近年の反社会的勢力に対する排除の取り組みについて触れた上で、反社会的勢力と取引をした場合のリスクと企業としての対応について、解説をします。

1 はじめに

平成25年9月27日、金融庁は、みずほ銀行に対し、反社会的勢力への融資を放置していたとして業務改善命令を発令し、世間を賑わせました。

平成26年3月28日には、最高裁判所は、暴力団員が、暴力団員であることを秘匿して正規の料金を支払って長野県のゴルフ場を利用した行為について、詐欺罪の成立を認めました。

同年4月7日には、最高裁判所は、暴力団員が銀行において、口座を開設し、口座通帳及びキャッシュカードを取得した行為について、詐欺罪の成立を認めました。

筆者の知る限り、過去に、銀行が反社会的勢力に対し融資していたことを理由に業務改善命令がなされたことはありませんでしたし、暴力団員が正規の料金を支払ってゴルフ場でプレーをしたり、銀行において預金口座を開設したとしても、逮捕・起訴されることはありませんでした。

いずれも、暴力団排除の機運が高まっている中で起こった事件であり、暴力団に対しては非常に厳しい対応がなされているといえます。

そこで、本稿では、近年の暴力団排除に対する取り組みに触れたうえで、今後の企業に対する影響について解説をします。

2 指針から暴力団排条例の成立

(1) 企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針の公表

平成19年6月19日、政府の犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせとして「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下「指針」といいます。）を公表しました。

過去の暴力団の典型的な活動は、伝統的な資金源とされる覚醒剤の密売、みかじめ料の徴収などでしたが、平成4年の暴力団対策法の施行後の取り締まりの強化により、暴力団の資金活動は巧妙化していきました。暴力団自らは表に出ることなく、企業活動を仮装するなどして資金活動を行っており、暴力団関係企業と知らずに取引を行い、結果として資金を提供していた企業もあったのです。

そこで、反社会的勢力の資金源を断絶すべく、策定されたものが指針になります。指針の概要は以下のとおりです。

- ① 反社会的勢力を排除していくことが企業の社会的責任の観点から重要であること
- ② 反社会的勢力に対して、資金提供を行わないことがコンプライアンスそのものであること
- ③ 企業は、反社会的勢力による不当要求には断固拒絶すること
- ④ 反社会的勢力とは一切の関係の遮断を行うこと

上記④の一切の関係遮断は、相手方が反社会的勢力であれば、企業にとって、取引により利益を得ることができ、経済合理性が見込める場合でも取引に応じてはいけないこと、また、すでに取引関係があるのであれば、その解消を求めるものです。

上記指針を受け、各企業は、契約書や取引約款への暴排条項（取引の相手方が暴力団関係者でないことを確認する条項及び取引開始後に暴力団関係者であることが判明した場合には契約を解除することができる条項）の導入を進めました。

指針により、企業と反社会的勢力との関係を遮断する動きが加速しました。

(2) 暴排条例の制定

しかし、指針は企業に対する直接の法的拘束力がなく、反社会的勢力との関係遮断については、あくまで企業の判断に委ねるものにすぎず、暴排条項を導入しない企業も少なくありませんでした。このような中、平成22年以降、各都道府県において、暴力団排除条例（以下「暴排条例」といいます。）が制定されるようになり、平成23年10月1日には、すべての都道府県において暴力団排除条例が制定されるに至りました。

東京都暴排条例においては、企業に関わる部分としては、以下の規定が置かれています。

- ① 事業者は、事業に係る契約が暴力団の活動を助長し、又は疑いがあると認められる場合には、契約の相手が暴力団関係者でないことを確認するように努めること（18条1項）
- ② 事業者が、契約を締結する場合にはいわゆる暴排条項を入れるように努めること（同条2項）
- ③ 事業者が、暴力団関係者に対し利益供与を行うことは禁止されていること（24条）
- ④ ③に違反した場合には、勧告・公表等の行政処分（29条）がなされ、さらに悪質のものについては罰則（33条）が科せられること

暴排条例の制定により、企業は、相手方が暴力団関係者でないことを確認する努力義務、暴排条項を導入する努力義務を負うことになりました。また、事業者が暴力団関係者に対し利益供与を行うことは禁止され、罰則まで科せられるようになりました。

そのため、企業は、取引をする際には、相手方の属性につき、より慎重な確認とこれに応じた対応が求められるようになり、暴排に対する意識が高まってきているといえます。

3 反社会的勢力と取引をした場合の企業リスク

このように、現在、暴排に対する意識は高まり続けている状況にあります。

上記のとおり、暴力団員が、正規料金を支払ってゴルフ場でプレーをすると詐欺罪に問われ、銀行口座を開設すると詐欺罪に問われる時代です。暴力団に対する対応は非常に厳しいものとなっています。

それでは、このような状況下において、企業が、反社会的勢力と漫然と取引をした場合、どのようなリスクがあるのでしょうか。

① レピュテーションリスク

みずほ銀行問題からも明らかなおおり、反社会的勢力と取引を行っていたことが明らかになった場合、社会的に非難されることは必至であり、その対応に追われることとなります。みずほ銀行においては、日々のマスコミ対応、原因の究明及び改善対応策を検討するための第三者委員会の設置、人事処分（役員の報酬減額等）などの対応に追われました。

② 取引先からの取引拒絶

反社会的勢力と関係を持っている企業に対しては、取引自体を行わない、あるいは判明

した時点で、取引を打ち切るといふ企業が増えています。

したがって、企業の事業自体にも支障を来す可能性があります。

③ 金融機関からの一括請求及び融資拒否

銀行取引約定書には、企業が暴力団員等と関係を有している場合には、期限の利益を喪失させる旨の条項が規定されている場合があります。

金融機関が当該条項に該当すると判断した場合には、期限の利益を喪失したとして、借入金について一括請求をされる可能性があります。

また、一括請求がされなかったとしても、暴力団員等と関係を有していることが判明した場合には、融資の継続を受けることができなくなり、資金繰りに影響が生じる可能性があります。

以上からもわかるとおり、反社会的勢力と取引をしていることが明らかになった場合には、レピュテーションリスクはもとより、企業活動に重大な影響を及ぼし、最悪の場合には企業倒産の危機に直面する可能性があります。

たとえば、平成20年、スルガコーポレーションは、立退交渉を依頼していた反社会的勢力関係者が弁護士法違反で逮捕された結果、反社会的勢力が関係している取引が発覚し、金融機関からの資金調達が困難となり、民事再生手続の申立てに追い込まれています。

それ以外にも、反社会的勢力との関係を有していたことから、取引先からの取引を打ち切られ、資金繰りが悪化し、法的整理に追い込まれている企業もあります。

4 反社会的勢力を取引から排除するために

それでは、反社会的勢力と関係を持たない、あるいは、関係を遮断するには、どのようにすればよいのでしょうか。

以下のとおり、契約書に暴排条項を導入するほか、自社においてデータベースを構築することが重要です。

① 暴排条項の導入

暴排条項の導入は東京都暴排条例においても努力義務として規定されています。

具体的な条項としては、取引の相手方が暴力団関係者でないことを確認する条項及び取引開始後に暴力団関係者であることが判明した場合には契約を解除することができる旨の条項を定めるのが一般的です。

事前に、暴力団関係者であるかどうかを確認することにより、暴力団との取引関係の発生自体を防止することができ、また、事後的に、取引の相手方が暴力団員等と判明した場合には、暴排条項を理由に契約を解除することができます。

このように、暴排条項を導入することは、暴力団等の関係を遮断するために、重要なツールとなりますので、契約を締結する際には、必ず導入をすべきです。

また、既存の契約については、契約更新の際に、暴排条項を導入した契約に切り替えるべきです。契約の更新が予定されていない契約については、暴排条項を導入した契約に差し替えることが必要でしょう。

相手方に対しては、暴排条項の要請であると説明して理解を求めましょう。

② データベースの構築

指針及び暴排条項において、企業は、契約に際して反社会的勢力との取引をもたないよう、契約に際し事前に、取引の相手の属性について調査することが求められています。

また、暴排条項を導入したとしても、相手方の属性の確認が取れなければ、取引を解消することはできません。

そのため、自社において、データベースを構築することが重要です。

データベースについては、自社に対する不当要求者に関する情報と、日々の新聞報道やインターネット上の新聞検索サービスを利用して、暴力団員やその共犯者の検挙情報を収集していくことになります。

なお、警察からの情報提供を求めればよいとも考えられますが、警察からの情報提供については、通達により情報提供がなされる条件が決まっています。

その1つの条件として、可能な限り、自ら調査を尽くしたことが必要となっていますので、警察から情報提供を受けるためにも、データベースを構築することは重要です。

5 まとめ

以上のように、反社会的勢力と取引を行っていた場合には、企業活動に重大な影響を及ぼし、最悪の場合には企業倒産の危機に直面する可能性があります。

そのため、暴排条項の導入やデータベースを構築することにより、反社会的勢力との関係を遮断するための体制を構築するとともに、取引を行っていることが判明した場合には、速やかに取引を解消することが必要です。

取引を解消する際には、警察との連携が必要なほか、暴排条項の導入の有無等により対応方法も異なってきますので、弁護士に相談することをお勧めします。

(執筆者 弁護士 本多一成)